

議案第 6 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が増加すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

野田市長 鈴木 有

千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合格約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

四市複合事務組合の千葉縣市町村総合事務組合への加入に伴う千葉縣市町村総合事務組合の組織団体数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

参考資料

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 千葉県市町村総合事務組合同規約 (昭和30年千葉県告示第496号)

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|--|---|--|
| 別表第1(第2条関係) (千葉市から君津郡市広域市町村圏事務組合 まで略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (長生郡市広域市町村圏 組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略) | | 別表第1(第2条関係) (千葉市から君津郡市広域市町村圏事務組合 まで略) <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> (長 生郡市広域市町村圏組合から千葉県後期高 齢者医療広域連合まで略) | |
| 別表第2(第3条第1項関係) | | 別表第2(第3条第1項関係) | |
| 共同処理する事務 | 共同処理する団体 | 共同処理する事務 | 共同処理する団体 |
| (略) | | (略) | |
| 第3条第1項第11号に掲げる事務 | (銚子市から君津郡市 広域市町村圏事務組合 まで略) <u>安房郡市広 域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> (長 生郡市広域市町村圏 組合から千葉県後期高 齢者医療広域連合まで 略) | 第3条第1項第11号に掲げる事務 | (銚子市から君津郡市 広域市町村圏事務組合 まで略) <u>安房郡市広 域市町村圏事務組合</u> (長生郡市広域市町村 圏組合から千葉県後期 高齢者医療広域連合ま で略) |
| (略) | | (略) | |